



# 島根県報

令和8年2月6日（金）  
号外 第17号  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【告示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(〃)	3

# 告示

**島根県告示第69号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	432号	安来市広瀬町祖父谷631番1地先から同866番4地先まで	前	メートル 15.16～ 49.39	メートル 94.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	道路改良工事 減幅
			後	12.24～ 38.49	89.08		
県道	益田阿武線	益田市須子町イ283番10地先から同市高津二丁目イ2227番1地先まで	A	5.50～ 20.00	886.50	益田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 道路改良工事 拡幅 Bの延伸
		益田市須子町イ601番4地先から同市高津二丁目イ2227番1地先まで	B	11.50～ 26.40	716.70		
		益田市須子町イ283番10地先から同市高津二丁目イ2227番1地先まで	A	5.50～ 20.00	886.50		
		益田市須子町イ601番4地先から同市高津二丁目イ2227番1地先まで	B	11.50～ 33.60	721.70		

**島根県告示第70号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田阿武線	益田市須子町イ601番4地先から同市高津二丁目イ4番7地先まで	メートル 696.81	令和8年 2月11日	益田県土整備 事務所	